

根室市選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による請求及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年号外法律第 59 号）の規定による請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者を次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 1 日根室市選挙管理委員会告示第 22 号は廃止する。

令和 5 年 12 月 1 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲



記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 400 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 3,326 人
- 3 地方自治法第 76 条第 1 項及び同法第 80 条第 1 項及び同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 6,651 人